

蒲郡市防火基準適合表示要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ホテル・旅館等の不特定多数の者を収容する防火対象物の防火安全対策の重要性に鑑み、防火対象物の管理を行う者の防火に対する認識を高め、防火管理業務の適正化及び消防用設備等の設置、維持管理等を促進するとともに、重要な建築構造等への適合性も含めた防火・防災管理上の一定の基準に適合している防火対象物について、その情報を利用者等に提供し、防火安全体制の確立を図ることを目的とする。

(表示対象物)

第2条 防火・防災管理上の表示基準に適合している旨の表示（以下「表示」という。）をする対象物は、ホテル・旅館等（消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第一(5)項イ並びに同表(16)項イに掲げる防火対象物のうち同表(5)項イの用途に供する部分が存するもの。以下同じ。）で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第8条の適用があるもの
- (2) 防火対象物の地階を除く階数が3以上のもの

2 ホテル・旅館等のうち、複合用途防火対象物におけるこの要綱の対象範囲については、原則として防火対象物全体とする。ただし、ホテル・旅館等の用途に供する部分以外において、建物全体の防火・防災管理（統括防火・防災管理者の選任及び消防計画の届出等）、消防用設備等（スプリンクラー設備及び自動火災報知設備等）、危険物施設等又は建築構造等の違反がない場合は、ホテル・旅館等の用途に供する部分及び当該用途からの避難経路に係る部分のみを対象とすることができるものとする。

(交付申請)

第3条 ホテル・旅館等の管理について権原を有する者（以下「関係者」という。）からの表示マークの交付申請は表示マーク交付（更新）申請書（第1号様式）（以下「申請書」という。）に別表第1に掲げる報告書等のうち、該当するものを添付して行うものとする。ただし、当該報告書等のうち、一定期間内に既に消防長に提出している場合等においては、添付を省略することができるものとする。

2 ホテル・旅館等の用途に供する部分が存する複合用途防火対象物の表示マークの交付申請については、関係者に対して、建物全体に係る部分が表示基準に適合していることを確認できる書類の添付を求めるほか、消防本部において既に把握している情報（防火対象物台帳等）を活用することなどにより内容の確認を行い、審査するものとする。

（表示基準及び審査）

第4条 消防長は、前条の規定により関係者から交付申請があった防火対象物について、別表第2で定める表示基準の検査項目を審査するものとする。

2 表示基準の審査においては、別表第1に掲げる報告書等を活用し、別に定める判定基準により、適合状況を判定するものとする。

3 表示基準の審査は、必要に応じて現地確認を実施するものとする。

（表示マークの交付）

第5条 表示マークの交付は、次の各号に掲げるとおり行うものとする。

(1) 消防長は、前条の規定によりその申請に係る防火対象物が表示基準に適合していると認める場合（次号に定める場合を除く。）には、関係者に対して、表示基準適合通知書（第2号様式）により通知するとともに、別図に定める「表示マーク（銀）」を交付する。ただし、表示マーク（銀）を継続する場合は、適合している旨の通知のみを行うものとする。

(2) 消防長は、関係者からの申請により、その申請に係る防火対象物について次に掲げる事項に該当すると認められる場合には、関係者に対して、ホテル・旅館等が表示基準に適合している旨を通知するとともに、別図に定める「表示マーク（金）」を交付する。ただし、表示マーク（金）を継続する場合は、適合している旨の通知のみを行うものとする。

ア 表示マーク（銀）が3年間継続して交付されており、かつ表示基準に適合していると認められる場合

イ 表示マーク（金）が交付されており、交付日から3年が経過する前に交付（更新）申請され、表示基準に適合していると認められる場合

(3) 消防長は、関係者からの申請により、その申請に係る防火対象物について表示基準に適合しないと認める場合は、関係者に対して表示基準不適合通知書（第3号様式）により通知するものとする。

(4) 表示マークの交付を受けた関係者は、表示マーク受領書（第4号様式）を消

防長に提出するものとする。

(5) 消防長は、表示マークの有効期間中にある防火対象物が第8条に定める表示マークの返還事由に該当する場合、表示マークを交付した関係者に対し、表示マーク返還請求書（第5号様式）により、貸与していた表示マークの返還及びホームページ等での使用の中止を求めるものとする。

(6) 表示マークを交付したホテル・旅館等の情報については、市のホームページ等により掲載するとともに、他の機関等と情報共有するよう努めるものとする。

(表示マークの掲出)

第6条 前条の規定により表示マークの交付を受けた関係者は、別に定めるホームページ等における表示マークの使用用法に基づき、当該申請に係る防火対象物に表示マークを掲出するとともに、ホームページ等において電子データの表示マークを使用することができるものとする。

(表示マークの有効期間)

第7条 表示マークの有効期間は、「表示マーク（銀）」は交付日から1年間とし、「表示マーク（金）」は交付日から3年間とする。

2 表示マークの有効期間については、最初の交付日を基準日（起点）とし、表示マークを変更した場合は、表示マークに記載する交付年月日を変更しないものとする。なお、表示マーク（銀）から表示マーク（金）に変更となる場合であっても、表示マーク（金）に記載する交付年月日は、最初に表示マーク（銀）の交付を行った日とする。

3 表示マークを継続する場合の有効期間は、継続前の表示マークの有効期間終了後を起点とするものであり、表示マークを継続するための交付申請を行った日又は通知書の交付を行った日としないものとする。

(表示マークの返還)

第8条 表示マークの交付を受けた関係者は、表示マークの有効期間が満了し、更新の申請を行わない場合は、表示マークを返還しなければならない。

2 表示マークの交付を受けた関係者は、表示マークの有効期間中であっても、次のいずれかに該当する場合は、表示マークを返還しなければならない。

(1) 表示マークが交付されている防火対象物において、表示基準に適合しないことが明らかとなった場合

(2) 表示マークが交付されている防火対象物において、火災が発生し、表示基準

への適合性の調査の結果、不適合であることが確認された場合

(3) ホームページ等への表示マークの使用に際して配付された表示マークの電子データを無断で転用した場合

3 消防長は、表示マークを返還させるときは、その理由を附記した文書により、関係者に通知するものとする。

(表示マークの再交付)

第9条 前条の規定により表示マークを返還させた防火対象物について、その関係者から表示マークの交付について再申請され、再審査において表示基準に適合していると認められる場合には、返還前の表示マークの種別に関係なく表示マーク(銀)を再交付するものとする。この場合において、表示マークの返還の理由となった違反等の内容に応じて十分な確認期間を確保するものとする。

(表示対象外施設)

第10条 消防長は、第2条の規定に該当するホテル・旅館等以外の管理の権原がある者からの申請により、当該申請に係る防火対象物について表示基準に適合していると認められる場合には、その者に対して、当該防火対象物が防火基準に適合している旨の通知を行うものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

表示マーク交付（更新）申請書

年 月 日				
蒲郡市消防長 様				
申請者 (電話) 住所				
氏名 ⑩				
下記のとおり、蒲郡市防火基準適合表示要綱に基づき、表示マーク（□ 金・□ 銀）の交付（更新）を受けたいので申請します。 記				
防火対象物	所在地			
	名称			
	用途	令別表第一（ ）項		
	収容人員	名	管理権原	□ 単一権原 □ 複数権原
	構造・規模	造 地上 階 地下 階 床面積 m ² 延べ面積 m ²		
※ 交付年月日		年 月 日	※ 交付番号	
添付書類	<input type="checkbox"/> 防火（防災管理）対象物定期点検報告書（写） <input type="checkbox"/> 防火（防災管理）対象物定期点検の特例認定通知書（写） <input type="checkbox"/> 消防用設備等点検結果報告書（写） <input type="checkbox"/> 定期調査報告書（写） <input type="checkbox"/> 製造所等定期点検記録（写） <input type="checkbox"/> その他消防本部が必要と認める書類（ ）			
特記事項				
※ 受付欄		※ 経過欄		

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 ※の欄は、記入しないこと。
 - 3 □印のある欄については、該当の□印にレを付けること。

表示基準適合通知書

様		第 年 月 日	号 日
蒲郡市消防長		印	
<p>年 月 日付けで申請のあった下記の防火対象物については、蒲郡市防火基準適合表示要綱に基づく審査の結果、当該要綱に定める基準に適合しているので、表示マーク（<input type="checkbox"/> 金・<input type="checkbox"/> 銀）を交付（更新）する。</p> <p style="text-align: center;">記</p>			
防火対象物	所在地		
	名 称		
	用 途		
交付年月日		年 月 日	交付番号
表示有効期間		年 月 日 ～ 年 月 日	
特記事項			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 印のある欄については、該当の印にレを付けること。

表示基準不適合通知書

様		第 号 年 月 日
蒲郡市消防長		印
年 月 日付けで申請のあった下記の防火対象物については、蒲郡市防火基準適合表示要綱に基づく審査の結果、当該要綱に定める基準に不適合であったので通知する。		
記		
防火対象物	所在地	
	名 称	
	用 途	
不適合理由		
特記事項		

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

表示マーク受領書

年 月 日			
蒲郡市消防長 様 受領者 氏名 住所			
表示マーク（ <input type="checkbox"/> 金・ <input type="checkbox"/> 銀）を受領しました。今後は、下記の事項を遵守いたします。			
記			
防火対象物	所在地		
	名称		
	用途		令別表第一（ ）項
交付年月日	年 月 日	交付番号	
<表示マーク交付に伴う遵守事項> 1 表示マークは見やすい場所に掲出するものとし、可能な場合はホームページ等へ掲載を行うこと。 なお、ホームページ等への掲載に際しては、消防長から配付された表示マークの電子データを必ず原データとして使用すること。 2 表示マークは貸与するものであり、破損等のないよう取扱いに注意すること。 3 表示有効期間中であっても次の各号のいずれかに該当する場合は、表示マークを返還するものとし、また、ホームページ等に表示マークを使用している場合は、その使用をとりやめること。 (1) 防火対象物において表示基準に適合しないことが明らかとなった場合 (2) 防火対象物において火災が発生し、表示基準への適合性の調査の結果、不適合であることが確認された場合 (3) ホームページ等への表示マークの使用に際して、消防長から配付された表示マークの電子データを無断で転用した場合			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 印のある欄については、該当の印にレを付けること。

表示マーク返還請求書

様	第 号 年 月 日
蒲郡市消防長 印	
年 月 日付けで申請のあった下記の防火対象物については、蒲郡市防火基準適合表示要綱に定める表示マークの返還事由に該当し、表示マークを掲出することが不相当と認められることから、速やかに貸与した表示マークを返還するとともに、ホームページ等による使用をとりやめるよう請求します。	
記	

防火対象物	所在地			
	名 称			
	用 途		令別表第一（ ）項	
交付年月日		年 月 日	交付番号	

返還事由

防火対象物において表示基準に適合しないことが明らかとなった場合

防火対象物において火災が発生し、表示基準への適合性の調査の結果、不適合であることが確認された場合

ホームページ等への表示マークの使用に際して、消防長から配付された表示マークの電子データを無断で転用した場合

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 印のある欄については、該当の印にレを付けること。

別表第1（第3条関係）

報告書の種別・根拠法令	備考	
	表示マーク(銀)	表示マーク(金)
防火対象物（防災管理）定期点検報告書（写） 【法第8条の2の2（法第36条において準用する法第8条の2の2）】	申請日から過去1年以内に実施した報告書を添付する。ただし、消防長に報告済みの場合は添付の省略可。	前回の申請日以降に実施した報告書をすべて添付する。ただし、消防長に報告済みの場合は添付の省略可。
防火対象物（防災管理）点検報告特例認定通知書（写） 【法第8条の2の3（法第36条において準用する法第8条の2の3）】	申請日直近の認定通知書を添付すること。	表示マーク（銀）と同じ。
消防用設備等点検結果報告書（写） 【法第17条の3の3】	申請日から過去1年以内に実施した報告書を添付する。	前回の申請日以降に実施した報告書をすべて添付する。ただし、消防長に報告済みの場合は添付の省略可。
製造所等定期点検記録表（写） 【法第14条の3の2】	申請日から過去1年以内に実施した記録表を添付する。ただし、消防本部が記録表を確認済みの場合は添付の省略可。	前回の申請日以降に実施した報告書をすべて添付する。ただし、消防本部が記録表を確認済みの場合は添付の省略可。
定期調査報告書（写） 【建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条】	直近の定期調査の期間内に行ったものを添付すること。	直近の定期調査報告の期間内に行ったものをすべて添付すること。
その他消防長が必要と認める書類	（例）点検報告の不備事項の改修状況 自衛消防訓練の記録や自主点検記録 更新前に交付を受けた表示基準適合通知書	

別表第2（第4条関係）

表示基準

表示に当たっての点検項目は、次に掲げる項目とする。

点検項目	
防火管理等	防火対象物の点検及び報告
	防火管理者等の届出
	自衛消防組織の届出
	防火管理に係る消防計画
	統括防火管理者等の届出
	防火・避難施設等
	防災対象物品の使用
	圧縮アセチレンガス等の貯蔵等の届出
	火気使用設備・器具
	少量危険物・指定可燃物
防災管理	防災管理対象物の点検及び報告
	防災管理者等の届出
	防災管理に係る消防計画
	統括防災管理者等の届出
消防用設備等	消防用設備等及び特殊消防用設備等の設置及び維持等
	消防用設備等の点検報告
危険物施設等	
建築構造等	定期調査報告
	建築構造等（建築構造・防火区画・階段）
	避難施設等

別図（第5条関係）

表示マーク



表示マーク（金）



表示マーク（銀）

- 1 様式の大きさは、日本工業規格B4とする。
- 2 色彩は、地を紺色、その他のもの（消防本部名を除く。）にあつては、それぞれ金色・銀色とする。